

第1 総則

1 趣旨

この要領は、兵庫県警察情報管理システム運用管理要綱（平成13年兵庫県警察本部訓令第21号。以下「システム管理要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、情報管理業務監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義規定等の適用

システム管理要綱及び兵庫県警察情報管理システム情報保護管理要領（平成13年兵警情例規甲第30号）に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この要領において適用する。

第2 監査の実施体制

1 実施責任者

- (1) 本部に、監査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- (2) 実施責任者は、システム管理者及び対象業務管理責任者とする。この場合におけるシステム管理者は、情報管理課長は運転免許関係業務以外の情報管理システムを、運転免許課長は運転免許関係業務の情報管理システムをそれぞれ担当する。
- (3) 実施責任者は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 監査の実施計画の策定に関すること。
 - イ アのほか、監査の実施に関すること。

2 実施担当者

実施責任者は、情報管理システムに係る情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、所属長補佐等以上の職員のうちから実施担当者を指定するものとする。

3 実施補助者

実施責任者は、実施担当者を補助させるため、所属職員のうちから実施補助者を指定することができる。

第3 監査の種類

監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常監査 システム総括責任者が、年度ごとに策定する実施計画に基づき、情報管理システムに係る情報の取扱状況全般について行う監査
- (2) 特別監査 システム総括責任者及び対象業務主管部長（C S I Sセンターが主管する対象業務にあつてはサイバーセキュリティ・捜査高度化センター長（以下「C S I Sセンター長」という。））が特に必要があると認めたときに共同して行う監査

第4 通常監査

1 通常監査の実施

システム管理者は、年度ごとに、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含む通常監査の実施計画を定め、システム総括責任者の承認を得て実施するものとする。

2 対象業務管理責任者への職員派遣要請

システム管理者は、対象業務の監査を行うに当たり、必要がある場合は当該業務の対象業務管理責任者に対し、実施補助者として職員の派遣を求めることができる。

3 実施担当者等の権限

実施担当者及び実施補助者は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明及び資料の提出を求めることができる。

4 システム総括責任者への報告

実地調査を終了したときは、実施担当者は、意見を付してその結果を速やかにシステム管理者を経てシステム総括責任者に報告しなければならない。

5 改善を求める事項等の通知

システム総括責任者は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に通知するものとする。

6 所属長のとるべき措置

5の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その結果をシステム管理者を経てシステム総括責任者に報告しなければならない。

第5 特別監査

1 特別監査の実施

システム管理者及び対象業務管理責任者は、協議の上、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、システム総括責任者及び対象業務主管部長の承認を得て実施するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

第4の3から6までの規定は、特別監査について準用する。この場合において、「システム総括責任者」とあるのは「システム総括責任者及び対象業務主管部長」と、「システム管理者」とあるのは「実施責任者」と読み替えるものとする。

3 C S I Sセンター長に関する規定の適用

C S I Sセンター長が対象業務管理責任者及び実施責任者として特別監査を実施する場合における前記1及び2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第5の1	システム総括責任者及び対象業務主管部長	システム総括責任者
第5の2	「システム総括責任者」とあるのは「システム総括責任者及び対象業務主管部長」と、「システム管理者」とあるのは「実施責任者」	「システム管理者」とあるのは「実施責任者」と、「システム総括責任者は」とあるのは「システム総括責任者又は対象業務管理責任者は」

第6 補則

この要領に定めるもののほか、監査に関する必要な細目事項は、総務部長が定めるものとする。